

## 「特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)」のご案内

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年(1993年)～平成16年(2004年)頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います。この助成金では、就職氷河期世代のうち、

- 不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている)方
- 仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
- 学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方などの正規雇用としての就職を支援しています。

### ＜対象となる求職者＞ 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

この助成金の対象となる求職者は、雇入れ日において①～⑤のいずれにも当てはまる方です。

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」といいます)の紹介で新たに**正規雇用労働者**として雇用された場合、雇用した事業主に対して助成金を支給します。

①	1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日の間に生まれの方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者 <sup>※1</sup> として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方 <sup>※2</sup> <small>※1 自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している場合も含みます(会社の代表取締役・役員、業務独占資格(士業など)の国家資格を有する方、公務員の常勤職員など) ※2 過去に正規雇用労働者等として雇用されていた者であって、婚姻、妊娠、出産または育児を理由とした離職により、この要件を満たす場合には、助成対象と認められません(離職前の雇用形態が非正規雇用の場合は助成対象となります)。</small>
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 <small>※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。</small>
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

正規雇用労働者とは、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する者とします。ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることが必要です。

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

(イ) 原則、所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。(短時間正社員の場合は、通常の所定労働時間と同じであることは必要ありません)。

(ウ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

### ～ この助成金を利用した職業紹介を希望する場合 ～

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合は、下の2点が必要となります。

#### 1. 「対象者確認票」を記載し、職業紹介を受ける窓口に応し出てください。(裏面参照)

この助成金の対象者であるかどうかの確認は、裏面の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)対象者確認票」により行います。確認票の「確認事項」について、内容をよくお読みいただいた上で、ご記入・ご提出をお願いします。

#### 2. 紹介時、求人事業主に対象者となる可能性があることを伝えます。ご了解ください。

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合、紹介の際に「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の対象者となる可能性がある」ことを**求人事業主に伝える必要**がありますので、ご了承ください。

※ 紹介時に伝えない場合、事業主に助成金が支給されません。

※ 上表の①～⑤の要件を事業主に伝える場合があります。

助成金の利用にあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも条件があります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。



## 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）対象者確認票

以下のそれぞれの項目について、「はい」又は「いいえ」のどちらかにチェックを付けて下さい。  
もし、誤った内容や偽った内容を記載した場合、本助成金の対象者にならず、その結果事業主が本助成金を受けられないことでトラブルになることがありますので、正確に記入してください。

	確 認 事 項		はい	いいえ
1	<p>正規雇用労働者（※）として雇用されることを希望していますか。</p> <p>※期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであるものとして雇用されることをいいます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<p>現在、安定した職業（※）に就いておらず、ハローワークや職業紹介事業所等で就職に関する個別支援等を受けていますか。</p> <p>※「期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるもの」及び「自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられるもの」をいいます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	1968年（昭和43年）4月2日～1988年（昭和63年）4月1日生まれですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<p>正規雇用労働者として雇用された期間を直近のものから順番に記載してください。その結果、以下の①、②を満たす場合、「はい」にチェックを付け、そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。</p> <p>①雇入れ予定日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用された期間の合計が1年以下ですか。</p> <p>（①が「はい」の方はお答えください） 過去に婚姻、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用労働者等（※1）としての職を離職したことはありますか。</p> <p>②雇入れ予定日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等（※1）として雇用されたことがないですか（ただし、同期間に正規雇用労働者等として雇用されていた場合であっても、事業主都合や正当な理由のある自己都合退職等で離職した場合は、②を満たすものとなります）。</p> <p>(1) 入職日:       年   月   日   離職日:       年   月   日   勤務先:</p> <p>(2) 入職日:       年   月   日   離職日:       年   月   日   勤務先:</p> <p>(3) 入職日:       年   月   日   離職日:       年   月   日   勤務先:</p> <p>(4) 入職日:       年   月   日   離職日:       年   月   日   勤務先:</p> <p>(5) 入職日:       年   月   日   離職日:       年   月   日   勤務先:</p> <p>※1 自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事する場合も含まれます。 ※2 ハローワークにおいて過去の雇用保険の加入状況を確認することがあります。 ※3 過去の職歴について、記入欄が不足する場合には、別葉にて御回答ください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記に記載した内容に相違ありません。

年   月   日

（本人氏名）

※ 本助成金を利用した職業紹介を希望する場合は、ご自身から申し出てください。  
（ただし、紹介機関から本助成金を利用した職業紹介を勧める場合があります。）